

積立定期預金 (複利エンドレス自継型)

(令和2年6月18日現在)

商品名(種類)		・積立定期預金 『複利エンドレス自継型』
販売対象		・個人の方
期間		<ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めはありません。 ※満期日は契約後、任意に指定いただけます。 ・積立明細ごと3年後の応当日に自動継続(元利金継続)を行います。 ・1口座200明細まで。(超える場合は、別口座を開設いただきます。)
預入	預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自動振替および店頭またはATMによる預入方法が選択できます。 自動振替による預入 毎月の振替指定日に一定金額 ボーナス月は年2回以内 店頭およびATMによる預入(随時預入) 任意の金額をいつでも何回でも可能
	預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000円以上300万円未満 ※自動継続後は300万円を超えても可能
	預入単位	・1円単位
	取扱ATM	・当金庫の店舗内ATMと当金庫が指定する店舗外ATMで利用いただけます。
払戻方法		<ul style="list-style-type: none"> ・解約時に一括してお支払いします。 ・積立明細ごとにお支払いすることもできます。
利息	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	利払方法	・積立明細ごとに預入日から満期日の前日までの期間についてお支払いします。
	計算方法	・積立明細ごとに付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算により算出します。
税金		<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料		—
付加できる 特約事項		・マル優の取扱いができます。



<p>中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、積立明細ごとの預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第3位未満切捨）および預入日から解約日の前日までの日数により、1年毎の複利計算した期限前解約利息とともにお支払います。 <table border="1" data-bbox="456 275 1273 535"> <thead> <tr> <th>解約日までの預入期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上 12ヶ月未満</td> <td>「2年以上約定利率」×0.4</td> </tr> <tr> <td>12ヵ月以上 18ヶ月未満</td> <td>「2年以上約定利率」×0.5</td> </tr> <tr> <td>18ヵ月以上 24ヶ月未満</td> <td>「2年以上約定利率」×0.6</td> </tr> <tr> <td>24ヵ月以上 30ヶ月未満</td> <td>「2年以上約定利率」×0.7</td> </tr> <tr> <td>30ヵ月以上</td> <td>「2年以上約定利率」×0.9</td> </tr> </tbody> </table>	解約日までの預入期間	適用利率	6ヶ月未満	普通預金利率	6ヵ月以上 12ヶ月未満	「2年以上約定利率」×0.4	12ヵ月以上 18ヶ月未満	「2年以上約定利率」×0.5	18ヵ月以上 24ヶ月未満	「2年以上約定利率」×0.6	24ヵ月以上 30ヶ月未満	「2年以上約定利率」×0.7	30ヵ月以上	「2年以上約定利率」×0.9
解約日までの預入期間	適用利率														
6ヶ月未満	普通預金利率														
6ヵ月以上 12ヶ月未満	「2年以上約定利率」×0.4														
12ヵ月以上 18ヶ月未満	「2年以上約定利率」×0.5														
18ヵ月以上 24ヶ月未満	「2年以上約定利率」×0.6														
24ヵ月以上 30ヶ月未満	「2年以上約定利率」×0.7														
30ヵ月以上	「2年以上約定利率」×0.9														
<p>金利情報の入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 														
<p>苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス課（9時～17時、電話：0265-74-9618）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課また全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス課、全国しんきん相談所もしくは東京三弁護士会にお問い合わせください。 														
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合口座の担保にはできません。 満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） 														

